

○一般職の職員の給与に関する条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 1 8 号 〕

改正 昭和 43 年 8 月 30 日
昭和 43 年 8 月 30 日
昭和 43 年 8 月 30 日
昭和 44 年 1 月 14 日
昭和 44 年 2 月 20 日
昭和 44 年 12 月 17 日
昭和 45 年 3 月 5 日
昭和 45 年 12 月 16 日
昭和 46 年 12 月 24 日
昭和 47 年 2 月 24 日
昭和 47 年 12 月 8 日
昭和 48 年 3 月 13 日
昭和 48 年 12 月 1 日
昭和 49 年 10 月 16 日
昭和 49 年 12 月 26 日
昭和 50 年 12 月 24 日
昭和 51 年 12 月 27 日
昭和 52 年 12 月 27 日
昭和 53 年 12 月 26 日
昭和 54 年 12 月 26 日
昭和 55 年 12 月 26 日
昭和 56 年 12 月 26 日
昭和 58 年 12 月 26 日
昭和 59 年 12 月 27 日
昭和 60 年 12 月 27 日 条例第 4 号
昭和 61 年 12 月 26 日 条例第 1 号
昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 14 号
昭和 62 年 12 月 26 日 条例第 17 号
昭和 63 年 12 月 27 日 条例第 2 号
平成元年 12 月 27 日 条例第 2 号
平成 2 年 12 月 27 日 条例第 3 号
平成 3 年 12 月 27 日 条例第 3 号

平成4年12月25日	条例第1号
平成5年12月25日	条例第4号
平成6年3月24日	条例第2号
平成6年12月27日	条例第3号
平成7年12月26日	条例第6号
平成8年3月29日	条例第1号
平成8年12月26日	条例第6号
平成9年12月25日	条例第1号
平成10年12月24日	条例第3号
平成11年12月27日	条例第2号
平成12年12月26日	条例第1号
平成13年12月26日	条例第1号
平成14年12月26日	条例第7号
平成15年11月26日	条例第2号
平成17年3月30日	条例第5号
平成17年11月28日	条例第11号
平成18年2月22日	条例第5号
平成19年3月29日	条例第7号
平成19年12月25日	条例第12号
平成20年3月25日	条例第5号
平成21年4月1日	条例第2号
平成21年5月31日	条例第3号
平成21年12月1日	条例第5号
平成22年3月29日	条例第2号
平成22年11月30日	条例第10号
平成24年3月30日	条例第1号
平成24年11月30日	条例第2号
平成26年12月25日	条例第2号
平成28年3月29日	条例第1号
平成28年3月29日	条例第2号
平成28年12月26日	条例第5号
平成29年3月29日	条例第3号
平成29年12月26日	条例第14号
平成30年3月29日	条例第4号
平成30年12月26日	条例第6号
平成31年3月28日	条例第1号
令和元年12月24日	条例第3号

令和元年 12 月 24 日	条例第 5 号
令和 2 年 3 月 30 日	条例第 1 号
令和 2 年 11 月 27 日	条例第 4 号
令和 4 年 3 月 29 日	条例第 1 号
令和 4 年 7 月 25 日	条例第 2 号
令和 4 年 11 月 24 日	条例第 5 号
令和 4 年 12 月 22 日	条例第 7 号
令和 5 年 12 月 22 日	条例第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日	条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

(給料)

第 2 条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、特殊勤務手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

第 2 条の 2 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律又は他の条例に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給与から控除することができる。

- (1) 職員が当該職員の加入する職員団体に対して納付する組合費やその他の徴収金
- (2) 職員の福祉向上のため、組合長が必要と認めた徴収金

(給料表)

第 3 条 給料表は、別表第 1の行政職給料表に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類した職務の内容は、別表第 2に定めるとおりとする。

(級別定数)

第 4 条 組合長は、地方公共団体の行政組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、並びに前条第 2 項に規定する分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し、必要な事項は、規則で定める。

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第6条 給料は、毎月1回、その月の1日から末日までの期間について、その月額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その翌日から給料を支給する。

3 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から末

日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を組合長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前

月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(特殊勤務手当)

第9条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、次のとおりとする。

- (1) 介護業務手当
介護員及び支援員として業務に従事する職員 月額10,000円
- (2) 看護業務手当
看護師として業務に従事する職員 月額10,000円
- (3) 相談等業務手当
生活相談員及び介護支援専門員として業務に従事する職員 月額8,000円
- (4) 機能訓練業務手当
機能訓練指導員として業務に従事する職員 月額8,000円

3 前2項の規定にかかわらず、第16条の2に規定する管理職手当を支給される職員には、特殊勤務手当を支給しない。

(待機手当)

第9条の2 宿直業務の時間帯において、自宅待機を命ぜられた職員には、待機手当を支給する。

2 待機手当の額、支払方法については、別に規則で定める。

(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。

- 2 住居手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額27,000円以下の家賃を払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、

それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の4第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合（勤務時間条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けた場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を越えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を越えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定

める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、第2項の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務については、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第9条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係るものの場合には、前項に規定する規則で定める割合から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

- 第13条の2 祝日法による休日等（勤務時間条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の

勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第14条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 組合長が正規の勤務時間として割り振る午後5時から翌日の午前9時30分までの勤務(この項において「夜間勤務」という。)の全ての時間(休憩及び休息時間は除く。)を勤務した職員には、前項の規定により支給する額とは別に夜間勤務1回につき3,000円を支給する。

(端数計算)

第14条の2 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(1) 給料の月額

(2) 規則で定める手当の月額の合計額を超えない範囲内において規則で定める額
(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第13条及び第14条には含まれないものとする。

(管理職手当)

第16条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについてその特殊性に基づき、管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額に100分の10を超えない範囲内で規則で定める。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を

「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第20条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消されたものを除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 組合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者の起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止め処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべきものに通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知すべき内容を香南香美老人ホーム組合公告式条例（昭和42年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 組合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、組合長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すこと妨げるものではない。

7 組合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、組合長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、組合長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第18条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第18条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第19条 退職手当については、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例(平成17年高知縣市町村総合事務組合条例第21号)の定めるところによる。

(時間外勤務手当等の適用除外)

第19条の2 第13条及び第13条の2の規定は、第16条の2に規定する管理職手当を受ける職員には適用しない。

2 第5条、第7条、第8条及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給与の支給日)

第19条の3 給与の支給日については、規則で定める。

(会計年度任用職員の給与)

第19条の4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(休職者の給与)

第20条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

8 第6項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは、「第20条第6項」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(手続き等の経過措置)

2 この条例施行の際、従前の規定に基づいてなされた給与に関する決定その他の手続きは、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この条例中条例又は規則で定める事項に付いては、当該条例又は規則が施行されるまでの間はなお、従前の例による。

4 昭和49年度に限り、第17条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「法施行日」という。)に在職する職員に対して、法施行日から起算して10日を越えない範囲内において規則で定める日に期末手当を支給する。

5 前項の規定による期末手当の額は、法施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第17条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から法施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

6 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

(期末手当の額の特例)

7 この条例の適用を受けて昭和53年12月に係る期末手当を支給された職員に対する昭和54年3月の期末手当の額は、第17条の規定に基づいてその者に支給されることとなる額(以下「支給されるべき額」という。)から昭和53年12月に支給された期末手当の額に200分の10を乗じて得た額に相当する額(その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額)を減じた額とする。

8 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する昭和54年3月の期末手当については、組合長の定めるところによる。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

9 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第18条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(60歳に達した職員の給料)

10 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4

月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和43年8月30日）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という）の規定（同条例第8条の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

3 次の各号の一に該当するものは、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引続き扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条の第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）のなかつたもの

(2) 切替期間において、新たに扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

(3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満18才未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある

職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

- (5) 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第8条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「600円(職員に配偶者が不在の場合にあつては1,200円)」とあるのは「600円」とする。
- (6) 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該満18才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号又は附則第3項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月に翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 4 切替日において在職する職員に対して、昭和44年6月に支給する期末手当及び勤務手当に関する改正後の条例第13条及び第14条の規定の適用については、同条例第13条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和44年条例第19号)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という)の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第14条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定による受けるべきであつた」とする。

(給与の内払い)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間中に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする。

(規則への委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則（昭和43年8月30日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則（昭和43年8月30日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則（昭和44年1月14日）

（暫定手当）

- 1 職員に、この条例の施行の日の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときはその日）から昭和45年3月31日までの間、月額の暫定手当を支給する。
- 2 前項の規定により支給される暫定手当の月額を職員の給料表の各職務の等級の号給ごとに、当該号給に対応する附則別表第1及び第2の暫定手当の定額に、昭和43年3月31日までは、5分の1を、同年4月1日以降は5分の2をそれぞれ乗じて得た額とする。

（経過措置）

- 3 暫定手当は、昭和43年4月1日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の給料に繰入れる措置をするようにするものとする。

（昭和43年7月1日以降の給料月額等）

- 4 改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に同年7月1日から昭和44年3月31日までの間においては、当該職務の等級の号給についての給料表の各職務の等級の号給ごとに、当該各号に対応する附則別表に掲げる暫定手当の月額に5分の1を乗じて得た額に相当する額を、昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までの間においては5分の3を乗じて得た額に相当する額を、同年4月1日以降においては、5分の5を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、昭和43年6月30日、昭和44年3月31日又は昭和45年3月31日において、職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員（昭和43年6月30日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員のうち昭和43年改正条例附則第5項の規定に基づき、職務の等級の号給を定められることとなる職員を除く。）のそれぞれ昭和43年7月1日、昭和44年4月1日又は昭和45年4月1日以降における給料月額は、規則で定める額とする。

（暫定手当を基礎とせる給与）

- 5 職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第2条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、同条例第13条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及び暫定手当の月額との合計額」と、同条例第14条第2項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、同条例第14条の2第2項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」と、「及び扶養手当」とあるのは、

「扶養手当及び暫定手当」と、同条例第15条第1項及び第2項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第5

行政職給料表暫定手当定額表

職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1		580	480	330
2	810	630	510	340
3	860	670	550	360
4	960	770	580	380
5	1,000	810	630	400
6	1,060	860	670	420
7	1,170	960	770	450
8	1,220	1,000	810	480
9	1,270	1,060	860	510
10	1,310	1,140	950	550
11	1,350	1,180	980	580
12	1,390	1,210	1,010	620
13	1,430	1,240	1,070	650
14	1,460	1,270	1,100	710
15	1,480	1,290	1,120	730
16	1,510	1,310		760
17	1,540	1,330		780
18	1,570	1,350		
19	1,600	1,370		

附 則 (昭和44年2月20日)

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第13条第1項及び第2項、第14条の改正規定は昭和44年4月1日から施行する。

第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、昭和43年5月1日から、改正後の条例第10条及び第15条の規定は昭和43年12月14日から、改正後の条例第7条及び別表第1から第5までの規定並びに第2条及び第3条に規定する各条例のこれらの規定による改正後の

規定は、昭和43年7月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月17日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第8条の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 次の各号の一に該当するものは、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 切替日において、その前日から引続き扶養親族たる満18才未満の子で、改正前の条例第8条の第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18才未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出されたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）のなかつたもの
 - (2) 切替期間において、新たに扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）
 - (3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満18才未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
 - (4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18才未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
 - (5) 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第8条第3項の

規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「600円（職員に配偶者が不在の場合にあつては1,200円）」となるのは「600円」とする。

- (6) 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満18才未満の子で改正前の条例第8条第1項の規定による届出がされたもの（これらの日以前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該満18才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号又は附則第3項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

- 4 切替日において在職する職員に対して、昭和44年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第13条及び第14条の規定の適用については、同条例第13条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和44年条例第19号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第14条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払い）

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間中に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする。

（規則への委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則（昭和45年3月5日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条

例」という。)の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和46年12月24日)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和46年5月1日から適用する。

(特定の号給の切り替え等)

- 3 昭和46年5月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日又は昭和47年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第7条第4項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(改正後の条例第7条の適用の経過措置)

- 6 改正後の条例第7条の規定の切替日から、昭和46年12月31日までの間における適用については、同条第1項中「号給」とあるのは「号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和43年条例第18号)附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月額」という。)」と、同条第2項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

7 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第7条第5項の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については、規則で定める。

(給与の内払)

8 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和47年2月24日)

この条例は、昭和47年1月1日から適用する。

附 則 (昭和47年12月8日)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和47年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和47年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち規則の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前の職務の等級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和48年3月13日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月1日）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という）第12条の規定は、同年9月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

2 昭和48年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表のアからオまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（規則の定める職員にあつては、規則の定める期間を増減した期間。次項及び附則第4項第2号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和48年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後であるときは同年10月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第2項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第7条第4項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（規則の定める職員にあつては、規則の定める期間を増減した期間）

(2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号給等の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、規則の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の適用の経過措置)

8 改正後の条例第7条第1項及び第2項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、同条第1項中「号給」とあるのは「号給又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第18号）附則別表のアからオまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第2項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

9 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第7条第5項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第12条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第12条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第12条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間

の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第12条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第12条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日（同日前の規則で定める事由が生じた職員にあつては規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 1 1 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第12条の2又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 1 2 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和49年10月16日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和49年12月26日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第8条の規定を除く。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第12条第1項及び第13条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和50年12月24日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として、支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和51年12月27日）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

2 昭和51年6月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

3 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤勉手当については、改正後の条例第18条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和52年12月27日）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

2 切替期間において、改正前の条例第10条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第10条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第10条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例等第10条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の

規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

- 3 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第10条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和53年12月26日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、昭和54年1月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和54年12月26日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和55年12月26日）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支

給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和56年12月26日)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例)

- 2 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日の間における期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第17条及び第18条の規定の適用については、同条例第17条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (昭和56年条例第 号) による改正前の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定により職員が受けるべき」と、同条例第18条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべき」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和58年12月26日)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和59年12月27日)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第7条第3項、第10条第2項第1号ロ及び第11条第2項第1号から第3号まで並びに別表第1から別表第3までの規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定による場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和60年12月27日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項及び附則第9項の改正規定は昭和61年6月1日から施行する。

- 2 この条例(前条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、組合長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替日)

- 4 前項の規定により、切替日における職務の級を定められる職員(附則第6項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2又は附則別表第3の新号給欄に定める号給とする。

- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(組合長の定める職員にあつては組合長の定める期間。以下この項において同じ)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において56歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

(最高号給を超える給料月額の切換え等)

- 6 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)にお

いて、この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用、又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「昭和55年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 8 切替日前に職務等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給料の内払）

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給料の内払いとみなす。

（規則への委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和61年12月26日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切換え等）

- 3 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和55年条例第2号。以下「昭和55年改正条例」という。)附則第2項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和55年改正条例附則第2項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則 (昭和62年3月30日条例第14号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月26日条例第17号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切換え等)

- 2 昭和62年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受け

る期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第18号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の運用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例第7項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第10条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第10条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日（同日前の規定で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支

給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和63年12月27日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第4号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給等の切り替え等)

- 3 昭和63年4月1日(以下「切り替え日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切り替え日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切り替え期間における異動者の号給等)

- 4 切り替え日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成元年12月27日条例第2号）
（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第13条の次に1条に加える改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6 前3項の規定の運用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成2年12月27日条例第3号）

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び附則第9項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の1号給である職員の切替日における号給は、2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(最高号給等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けたこととなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取ることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

7 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けて号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

9 改正後の条例第20条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(規則への委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成3年12月27日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。平成 年条例 号により、平成3年4月1日より施行する。ただし、改正条例の第7条第4項を削る改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例(第7条第4項を削る改正規定を除く。附則第3項において同じ)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定のしたがって定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則 (平成4年12月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、第16条第3項の改正規定は平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例(附則第4項及び第10項を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給の切り替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員になった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に有るものを含む。以下

同じ。)がなく、かつ、改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第7条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
 - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
 - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
 - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であつた者
 - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第7条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
 - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同情第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「第1号第2号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項)とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第7項)と、「のうち扶養親族たる子、父母で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第7項」とする。
- 9 職員の次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第8条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、

同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第1号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第7条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
(住居手当の関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第10条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第10条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第10条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成5年12月25日条例第4号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、及び第14条の2の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定及び第17条第2項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最

高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた勤務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 改正前の条例の適用を受けて平成5年12月の期末手当を支給された職員に対する平成6年3月の期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成5年12月に改正前の条例第17条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の条例第17条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

- 8 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成6年3月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成6年3月24日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月27日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定はこの条例はこの条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第16条第1項の改正規定は平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定及び第17条第2項の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。
（最高号給等の切替え等）
- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動の有った職員のうち、組合長の定める職員の、この条例による改正後の一般職の給与に関する条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びそのものが受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（期末手当の額の特例）
- 7 改正前の条例の適用を受けて平成6年12月の期末手当を支給された職員に対する平成7年3月の期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定に基づきその者に支給されることとなる額（以下この項において「支給されるべき額」という。）から平成6年12月に改正前の条例第17条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額

と同月に改正後の条例第17条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

- 8 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成7年3月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

（給与の内払）

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成7年12月26日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成8年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3号の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けてい

た号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、ついで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成8年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月26日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。
(最高号給の切り替え等)
- 3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間は、組合長の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとなる期間について

は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成9年12月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例(第7条第2項の改正規定、第10条第2項の改正規定、第14条の2の改正規定、第16条の2の改正規定、第17条第1項及び第3項の改正規定、第17条の次に次の2条を加える改正規定、第18条の改正規定及び第20条の改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切り替え等)

- 2 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつ

た職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成10年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成10年12月24日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、平成11年1月1日から、第4条第4項、第6項及び第7項の改正規定並びに附則第8項から第10項までの規定は同年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(附則第8項を除き、以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切り替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における

最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（附則第7項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（附則第8項を除き、以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇給停止に関する経過措置)

- 8 平成11年4月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において55歳（改正後の条例（次項及び附則第10項において「新条例」という。）第4条第7項の規則で定める職員にあっては、同項の規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において改正前の条例第4条第7項の規則で定める年齢を超えてはいない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

9 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員については、新条例第4条第7項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、規則に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前後の規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として規則で定める職員についても、同等とする。

10 前項前段の規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の規則で定める職員のうち、新条例第4条第7項の規則で定める職員の、56歳に達した日から同項の規則で定める年齢に達する日までの間における条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成11年12月27日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第2条の規定は平成12年1月1日から、第1条中給与条例第17条第2項の改正規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(前項ただし書きに規定する改定規定並びに附則第8項及び第9項の規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給与月額の切り替え等)

3 平成11年4月1日(以下「切替え日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下この項及び附則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(附則第7項を除き、以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定

による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成10年条例第3号。附則第7項において「平成10年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 7 附則第3号から第5号までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例又は平成10年改正条例附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

- 8 平成12年3月の期末手当の額は、改正後の給与条例第17条中「100分の55」とあるのを「100分の50」と読み替えて適用し、その者に支給されることとなる額（以下「支給されるべき額」という。）とする。ただし、改正前の給与条例の適用を受けて平成11年12月の期末手当を支給された職員に対して支給する額は、支給されるべき額から平成11年12月に改正前の給与条例第17条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の給与条例第17条中「100分の190」とあるのを「100分の165」と読み替えて適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額（その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額）を控除して得た額とする。

- 9 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成12年

3月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

11 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成12年12月26日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成12年12月に支給されるべき期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、改正前の一般職の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により算出して得た額とする。

3 改正前の条例の適用を受けて平成12年12月の期末手当又は勤勉手当を支給された職員に対する平成13年3月の期末手当の額は、改正後の条例第17条の規定に基づきその者に支給されることとなる額(以下この項において「支給されるべき額」という。)から平成12年12月に改正前の条例第17条又は第18条の規定に基づきその者が支給された期末手当及び勤勉手当の額と同月に改正後の条例第17条又は第18条を適用した場合に得られるものの期末手当及び勤勉手当の額との差額に相当する額(その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額)を控除して得た額とする。

4 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成13年3月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成13年12月26日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、附則第9項から第12項の改正規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用を受けて平成13年12月の期末手当を支給された職員に対する平成14年3月の期末手当の額は、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改

正後の条例」という。)第17条の規定に基づきその者に支給されることとなる額(以下この項において「支給されるべき額」という。)から平成13年12月に改正前の条例第17条の規定に基づきその者が支給された期末手当の額と同月に改正後の条例第17条を適用した場合に得られるその者の期末手当の額との差額に相当する額(その額が支給されるべき額を超えるときは、当該支給されるべき額に相当する額)を控除して得た額とする。

- 3 前項に定める職員以外の職員で組合長の定めるものに対して支給する平成14年3月の期末手当の額は、同項の例により組合長の定めるところによる。

附 則 (平成14年12月26日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の変更等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第17条第2項及び第3項から第5項まで又は第20条第1項から第3項まで及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第17条第1項後段又は第20条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額)並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条例第17条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同条例第17条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同条例第17条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同条例第17条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

8 職員の育児休業等に関する条例(平成5年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成15年11月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年条例第2号)附則第2項から第4項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の一般職の給与に関する条例第17条第2項及び第3項から第5項まで又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日か2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(一般職の職員の給与に関する条例第11条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成17年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月28日条例第11号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第5号）

改正 平成21年12月1日 条例第5号

平成22年11月30日 条例第10号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第17条の3第3項の改正規定は、平成18年3月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職の級とする。

（号給の切替え）

第3条 切替日の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次条い規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づく規則の規定にしたがって定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第5号）の施行の日において、当該給料月額

1	3月未滿			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未滿			2	1	6	1	1	1
	6月以上9月未滿			3	1	7	1	1	1
	9月以上12月未滿			4	1	8	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	9	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13

	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
1 0	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
1 1	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
1 2	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
1 3	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42

	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44
	12 月以上	38	81	61	53	65	53	49	45
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64
	12 月以上			81	63	85	73	69	65
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68
	12 月以上			85	65	89	77	73	69
2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73	
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74	
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75	

	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76	
	12 月以上			89	67	93	81	77	
2 3	3 月未滿			89	67	93	81		
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82		
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83		
	9 月以上 12 月未滿			92	68	96	84		
	12 月以上			93	69	97	85		
2 4	3 月未滿			93	69	97	85		
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86		
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87		
	9 月以上 12 月未滿			96	72	100	88		
	12 月以上			97	73	101	89		
2 5	3 月未滿			97	73	101			
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102			
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103			
	9 月以上 12 月未滿			100	74	104			
	12 月以上			101	75	105			
2 6	3 月未滿			101	75	105			
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106			
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107			
	9 月以上 12 月未滿			104	76	108			
	12 月以上			105	77	109			
2 7	3 月未滿			105	77				
	3 月以上 6 月未滿			106	78				
	6 月以上 9 月未滿			107	79				
	9 月以上 12 月未滿			108	80				
	12 月以上			109	81				
2 8	3 月未滿			109	81				
	3 月以上 6 月未滿			110	82				
	6 月以上 9 月未滿			111	83				
	9 月以上 12 月未滿			112	84				
	12 月以上			113	85				
2 9	3 月未滿			113					
	3 月以上 6 月未滿			114					
	6 月以上 9 月未滿			115					
	9 月以上 12 月未滿			116					

	12 月以上			117					
3 0	3 月未満			117					
	3 月以上 6 月未満			118					
	6 月以上 9 月未満			119					
	9 月以上 12 月未満			120					
	12 月以上			121					
3 1	3 月未満			121					
	3 月以上 6 月未満			122					
	6 月以上 9 月未満			123					
	9 月以上 12 月未満			124					
	12 月以上			125					
3 2	3 月未満			125					
	3 月以上 6 月未満			125					
	6 月以上 9 月未満			125					
	9 月以上 12 月未満			125					
	12 月以上			125					

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 9 日条例第 7 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日条例第 1 2 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（附則第 2 条から第 5 条までの規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

第 2 条 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。

（施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号給の調整）

第 3 条 施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は

異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第4条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成20年3月25日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月31日条例第3号)

この条例は、平成21年5月31日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日条例第5号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条及び附則第2項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の表給与条例第13条第1項の項の次に次のように加える。

給与条例第13条第4項	前項	職員の育児休業等に関する条例第16条
給与条例第13条第5項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する8時間に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする。

附 則 (平成22年3月29日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成5年条例第1号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例(以下この号において「給与条例」という。)第19条の4に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者(以下この項において「減額改定対象職員」という。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成24年3月30日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日条例第2号)

この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例は、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 2 平成 27 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。

（施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給与表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要意と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 2 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 1 月 1 日から施行し、第 3 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 1 2 月 1 日から適用する。

（勤勉手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

附 則（平成29年3月29日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第7条及び第8条の規定の適用については、改正後の給与条例第7条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（次条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（同条において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、改正後の給与条例第8条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、

「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係る）」

るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例(第2条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年12月26日条例第14号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第3号。以下この項において「平成29年改正条例」という。))附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成30年3月29日条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成31年3月28日条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月24日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の一般職職員の給与条例」という。)第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の一般職職員の給与条例第10条第1項の規定に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の一般職職員の給与条例第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和2年11月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第17条第2項(同条3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から6項まで(職員の育児休業等に関する条例(令和元年条例第5号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第20条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則（令和4年7月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月24日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和4年12月22日条例第7号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第11条第2項及び第13条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年

前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 一般職の職員の給与に関する条例第5条第1項、第4項及び第6項から第8項まで並びに第7条、第8条及び第10条並びに新給与条例第5条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第10項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則 (令和5年12月22日条例第3号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年3月28日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額円	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500

67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			

104			299,100	347,300			
105			299,300	347,800			
106			299,600	348,200			
107			300,000	348,600			
108			300,300	349,000			
109			300,500	349,500			
110			300,900	349,900			
111			301,300	350,200			
112			301,600	350,500			
113			301,800	351,000			
114			302,000				
115			302,300				
116			302,700				
117			302,900				
118			303,100				
119			303,400				
120			303,700				
121			304,100				
122			304,300				
123			304,600				
124			304,900				
125			305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の4に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師
2級	高度な知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師
3級	特に高度な知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師又は副主任
4級	主任代理又は主任
5級	班長
6級	参事又は課長